

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫
写送付先：人事院総裁，行政管理庁，経済企画庁
および科学技術庁各長官，法務，大蔵，
文部，厚生，農林，通商産業，運輸，
郵政，労働，建設および自治各大臣

国立研究機関の運営と研究公務員の現状の改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき下記のとおり勧告します。

記

近年の科学・技術の水準の向上，産業構造の変化，国民の生活環境の悪化などの事情のなかで，国立研究機関の役割は飛躍的にその重要性を増しつつある。厚生，防災，公害をはじめ，国立研究機関が組織的に取り組まねばならない大きな課題がますます増加している。

このような状況のなかで，国立研究機関における研究の進展を妨げているいくつかの要因をあげることができるが，そのもっとも重大なものの一つとして，国立研究機関の運営において，研究機関としての特殊性がきわめて不十分にしか考慮されていないことを指摘しなければならない。

この原因は，現在の研究公務員には行政官と同様に国家公務員法が一律に適用されており，研究公務員制度が存在しないことによることは明らかである。

したがって，この抜本的解決は，将来における研究公務員制度の確立（特例法の制定を含む）に期待するが，当面以下の項目についてすみやかにその運営を改善されるよう要望する。

1. 試験研究機関の研究職（機関の長を含む）の人事は当該機関の上申に基づいて発令することとし，試験研究機関を所管する行政部局が一方的に人事を行なうことをしない。
2. 試験研究機関の運営については，その機関の意向を十分に尊重し，行政部局が一方的に押しつけるようなことがないようにする。
3. 試験研究機関の予算については，経常研究費を大幅にふやし，全研究費の中に占める比率を高めるようにする。
4. 検査機関等で，その業務が研究的要素が強いにもかかわらず行政職となっている職員を研究職に職種変更する方向で努力する。
5. 試験研究機関の研究員の勤務条件については，行政機関とは異なった弾力的な運用をする。
6. 併任および兼職については，研究に関する他の職務に従事することが容易になるような措置を講ずる。

なお，これらの項目は当然地方自治体の研究公務員にあてはまると考えられるので，その実現方についても配慮されたい。

（説明）

日本学術会議では，昭和25年から31年にかけて，主として研究公務員の身分保障に関する特例法の制定の問題を中心にして検討を行ない，政府に対して種々の勧告や要望を行ってきた。

まず、昭和25年3月31日には「国立研究機関において、研究に従事する国家公務員に対する特別な法的措置について」の勧告を行なった。さらに同年12月8日にはこのことをふたたび勧告している。続いて昭和26年3月8日には「研究者の身分保障について」の申し入れを行なっている。

次に、昭和29年10月27日には「研究公務員制度について」のかなり詳細な要望を行なっている。このなかでもっとも問題にしているのは、職階制度である。すなわち研究官職の職階構成が管理監督的要素によって行なわれており、それに給与が対応している点である。

さらに、昭和31年3月2日には、「研究公務員に対する特例法の制定について」重ねて要望を行なっている。

科学技術会議の諸文書もこの問題をかなり取り扱っている。昭和35年の「諮問第1号『10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について』に対する答申」においては、「運営の弾力性」と題して、次のように述べている。

「国立研究機関は原則として各省庁の付属機関としておかれ、形式的には独立機関としての色彩が強いが、各省庁の内部部局からの統制は、省庁により多少異なるが、強きにすぎるとみうけられる。がんらい研究業務は一般の行政と異なり、その内部運営において、研究所の独立性を必要とするから、当該研究機関の長に相当程度人事・会計その他の権限をゆだねることが望ましい。

また、一般の行政に対して必要とする機構・定員・会計その他各種の法的規制の適用にあたっては、十分研究活動の実情に即しうよう留意する必要がある。」

次に昭和41年に出された「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」では、「研究公務員制度の改善」と題して、「研究公務員については、その職務が特殊性を有しているにもかかわらず、一般公務員と同様な取り扱いを受けているため、必ずしも適切な勤務条件となっていない。研究公務員は職務と責任において特殊性を有して大学教官と類似している点が多いので、それに即するような勤務条件を大学教官にならって整えることが必要である。

必要があれば研究公務員特例法の制定についても考慮すべきである。」と述べ、さらに次のような点を提案している。

- (1) 主任研究官、研究官および副研究官の3種類に区分し、公の名称とすること。
- (2) 任命権者の諮問に応じ、資格、格付、服務等に関する審議（個人審査を除く）を行なうため、関係各省庁の実情に即した処遇委員会を設けること。
- (3) 採用は、原則として国家公務員採用試験によるものとするが、これを研究公務員の職務の特殊性に即した方法および内容に改善すること。
- (4) 勤務成績の評価にあたっては、研究業績を重要視して行ない、その結果を処遇に反映させるようにすること。
- (5) 必要に応じ研修が十分できるように措置するとともに、本務を離れて長期にわたる研修が出来るような措置を講ずる。
- (6) 休職については、事由の如何によりその期間につき特別な措置が出来るようにすること。
- (7) 勤務時間については、研究遂行上必要な場合に弾力的な運営を可能ならしめるような措置を講ずること。
- (8) 併任および兼職については、研究公務員の職務の公正かつ円滑な遂行を阻害しない範囲で研究に

関する他の職務に従事することが出来るよう措置を講ずること。

- (9) 長期にわたり外国において研究、研修および指導、あるいは協力ができるような措置を講ずること。
- (10) 研究業績に対する表彰を行なうこと、退職した業績顕著な研究者に対し名誉研究官の称号を与えること等研究者顕彰の措置を講ずること。
- (11) 大学・民間研究機関等の研究者を嘱託研究官とする制度ならびに外国人研究者を客員研究官とする制度を設けること。
- (12) 大学学部時にうけた育英資金の返還を免除にする措置を講ずることについて検討すること。
- (13) 永年にわたって研究業務に従事した研究公務員に対して、長期の特別休暇をとりうるような研究休暇制度を設けることは、研究能率の向上をはかるうえに有効な措置であるといわれているので、このような制度についてさらに検討を加えること。

以上のように、日本学術会議および科学技術会議によって20数年以前から種々の建設的提言が行なわれてきたが、それにもかかわらず研究公務員の現状が一向に改善されていないのは、はなはだ遺憾といわざるをえない。

かかるなかで、現行制度と研究公務員の現状との間は矛盾はますます深まっており、もはやこれ以上の放置は許されないところまで来ている。今春新設の高エネルギー物理学研究所が大学付置でないだけの理由で教育公務員特例法の全面的適用を受けられず研究員の身分保障がきわめて不十分となっているのは、この好例である。

このような状態を抜本的に改めるためには科学技術の現状にふさわしい研究公務員制度を解立しなければならないが、少なくとも当面の最少限の措置を要望し、制度の確立については今後の検討を要望する次第である。

8-56

総学庶第1682号 昭和46年11月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

〔 写送付先：総理府総務長官、科学技術庁長官、大蔵、
文部、厚生および自治各大臣 〕

原水爆被災資料センター（仮称）の設置について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議では、原水爆被災資料の収集・保存・利用の問題について、かねてから検討を進め、1968年4月の第50回総会の議に基づき、この問題について政府に申し入れを行なった。

<別添資料1> 一方、本申し入れの具体化のため原水爆被災資料センター（仮称）の設置についてもひきつづき検討を行なってきた。

戦後四分の一世紀を経過した今日、原水爆被災資料センター（仮称）を設置して、原水爆被災問題についての学術的資料を収集・整理・保存し、これを正しく活用すること、とりわけ、このことを通